

## 金融システムの分析における高粒度データの利活用

金融機構局 大石洋\*、眞壁祥史、長田充弘

Bank of Japan Review

2026年3月

本稿では、高粒度な金融当局データの代表例である「金融機関の貸出明細データ」について、その特徴を整理しつつ、金融システムの分析における最近の活用事例を紹介する。取引単位の詳細な情報等に基づく高粒度データは、従来の集計データのみでは確認が困難であったファクトを整理することを可能とし、金融システムに内在するリスクやその変化の兆候を捉える上で有効なツールとなる。今後も、金融システムの安定性評価や金融機関のリスク管理の高度化に資するよう、高粒度データを用いた分析技術の向上に取り組んでいくことが重要である。

## はじめに

近年の技術革新やデジタル化の進展に伴い、収集・利用可能なデータの種類やその規模は飛躍的に拡大している。金融経済情勢の分析や学術研究においては、伝統的に、政府や業界団体等が公表する統計データや各種の市場で形成される価格データが使われてきたが、近年では、集計される前の個別取引単位の高粒度データや、秒単位といった従来よりも短いスパンで生成される高頻度データ、テキストや位置情報といった新たなタイプのデータが使われるようになってきている<sup>1</sup>。

各国の金融当局においても、こうした状況は変わらないが、従来より、外部データだけでなく、所管先から直接収集した情報（当局データ）を用いてきたことに特徴がある。近年では、外部データ・当局データのそれぞれについて、金融機関や企業等の組織単位に集計されたデータだけでなく、貸出や有価証券投資に関する取引単位の明細データなど、高粒度化・高頻度化されたデータを活用する機会が増えており、金融システム調査の高度化が急速に進んでいる<sup>2</sup>。日本銀行では、債務者別の信用状況やファンド別の資産運用状況に関する外部データ等を用いた分析のほか、新たに入手可能となった金融機関貸出に関する高粒度の当局データの活用にも取り組んでいる。

本稿では、高粒度かつ当局データの代表例であ

る「金融機関の貸出明細データ」について、その特徴を整理しつつ、金融システムの分析における最近の活用事例を紹介する。

## 各国当局の収集する貸出明細データの特徴

海外の金融当局では、金融機関の与信状況をより精緻に把握するため、貸出や有価証券等に関する高粒度データの整備が進められてきた。例えば、米国では、連邦準備制度理事会（FRB）が、2000年代後半の世界金融危機を契機に導入されたドッド・フランク法に基づくストレステストを行うため、「FR Y-14」という報告様式の中で、金融機関から法人向け貸出や商業用不動産向け貸出にかかる高粒度データを含め、多様なデータを収集している。欧州においても、欧州中央銀行（ECB）および関係機関が「AnaCredit」という枠組みのもと、世界金融危機以前に一部の国で独自に構築されていた信用登録制度（Credit Register）を参考にデータ収集の枠組みを構築し、モニタリング業務などの金融機関監督に活用するとともに、統合報告枠組（IReF: Integrated Reporting Framework）のもと貸出統計の作成等にも役立てることを目指している。こうしたデータの蓄積が進むにつれて、金融安定に関する分析・実態把握のほか学術研究などにも活用されるようになってきている<sup>3</sup>。

金融当局が収集する貸出明細データは、金融機関から直接収集した債権レベル（loan-by-loan）の

データであることから、特定の債務者情報のみのデータ（例えば、個別企業の借入を含む財務情報等を収集したデータベース）と比較して、以下のような特徴や分析上の利点を有する。

第一に、カバレッジの広さが挙げられる。金融当局が、所管金融機関の貸出債権を網羅的に収集していることから、従来のデータでは困難であった、個別の貸出債権にかかるミクロのモニタリング・分析と、金融機関全体あるいは金融システム全体のマクロのモニタリング・分析を、シームレスに行うことができるようになる。

第二に、金融機関と企業の個別の関係性を把握することが可能である。従来のデータでも企業の取引先金融機関の情報を取得できるものがあり、これまでも様々な分析・研究において活用されてきたが、貸出明細データでは、そうした個別の紐づけ関係をより正確に把握することが可能である。また、外部の企業データベース等とマッチングさせることにより、これまで以上に精緻かつ多様な分析が可能となる。

第三に、個別の貸出債権の情報（例えば、貸出金利、担保情報）や、それと紐づけ可能な情報（例えば、債務者の信用格付）など、金融機関の有する様々な関連情報を併せて収集することができる点である。従来の債務者レベルのデータベースからは得られなかった情報も含まれており、新たなファクトの整理やこれまで実現できなかった分析を行う余地が広がるという利点がある。

### 貸出明細データを用いた分析事例

わが国においても、より質の高いモニタリングの実施と、データの一元化による金融機関の負担軽減に向けた取り組みが重要であるとの認識のもと、金融庁と日本銀行は、2020年の「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」の設置以降、様々な面で一層の連携強化に取り組んでいる。その一環として、「共同データプラットフォーム」が構築され、2025年度から、高粒度の貸出明細データの収集を本格化させている<sup>4</sup>。収集されたデータは、厳格な情報管理のもと、金融庁・日本銀行における金融機関モニタリングや金融システム分析などに活用され始めており、成果の一部は日本銀行の「金融システムレポート」

等で公表されている<sup>5</sup>。

以下では、「共同データプラットフォーム（以下、共同DP）」において収集されている貸出明細データについて、金融システム調査における分析面での活用事例を紹介する。

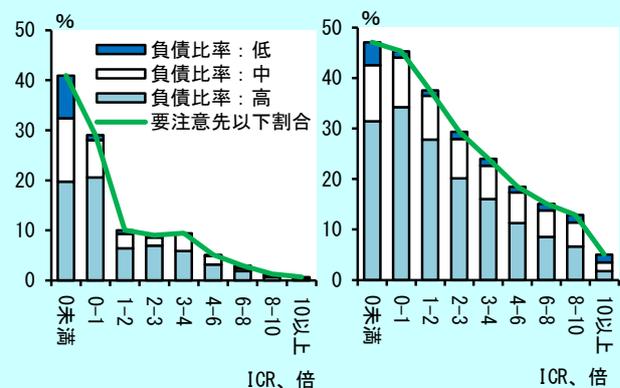
### （貸出先にかかる信用リスク分析）

高粒度データでは、取引単位のもつ様々な属性に焦点を当てた集計を柔軟に行うことができる。金融機関の貸出先の信用リスク評価においては、貸出明細データを活用することで、様々な観点から丁寧に点検していくことが可能となる。

図表1は、金融機関の貸出先の財務情報を用いて、利払い能力を示すインタレスト・カバレッジ・レシオ（ICR、「営業利益+受取利息」÷「支払利息」）を算出し、金融機関が付している債務者区分との関係性をみたものである。財務情報は、大企業については、法人番号を用いて外部データベースとマッチングすることにより取得している。中小企業については、地方銀行から貸出明細データとともに収集した債務者情報を用いている<sup>6</sup>。

同図表をみると、大企業については、ICRが概ね1倍以下となるまでは、貸出ポートフォリオに占める要注意先以下の割合が低位にとどまっていることが確認できる。負債比率が相対的に高い先を中心に、ICRが1倍を下回ると債務者区分が要注意先以下となる割合が非線形的に増加する

【図表1】企業の財務状況と信用格付の関係  
大企業 中小企業



(注) 2025年3月末時点。ICRの各水準におけるその他要注意先以下の割合。負債比率（借入金÷総資産）の三分位で区分。大企業は上場企業（大手行と地方銀行の貸出先）。中小企業は資本金1億円未満1千万円以上の非上場企業（地方銀行の貸出先）。金融システムレポート2025年10月号IV章1節を参照。

(出所) 日本経済新聞社 NEEDS-Financial QUEST、日本銀行

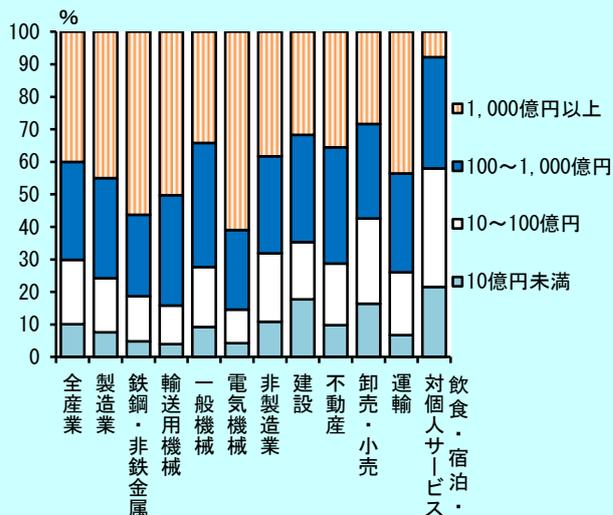
傾向については、中小企業と比べても顕著である。このような高粒度データから把握できる関係を活用することで、金融経済情勢の変化に起因してストレスが生じた場合などに、ランクダウンにかかる信用コストがどのように生じるかといった点の考察が可能になる。

図表2は、大手行の貸出について、業種別の貸出残高を、1先あたりの貸出額規模別にクロス集計したものである。大手行では、大企業向けの貸出が多いこともあって、輸送用機械や鉄鋼・非鉄金属などにおいて、債務者1先あたりの貸出残高が1,000億円以上となる大口先の割合が高いことが確認できる。このことは、全体として企業のデフォルト確率が低い状況でも、仮に、財務が相対的に脆弱な個社においてランクダウンが生じた場合、当該企業への貸出の大きさ次第では、相応の信用コストが発生し得ることを示唆している。

図表3は、地方銀行の越境貸出（本店所在都道府県以外の支店からの貸出）について、複数銀行による共通貸出先の債務者区分情報に着目することにより、銀行間で与信管理の状況に違いがみられるかを確認している<sup>7</sup>。自身がメイン行ではない貸出先の債務者区分が、メイン行が付している債務者区分と異なっているかを確認したところ、その乖離は、大・中堅企業向け貸出では小さい一方、中小企業向け貸出では大きくなっている。債務者区分は、財務情報のみならず、業種等の特性を踏まえた事業継続性の見通しや経営改善計画等の妥当性といった定性情報等を用いて総合的に勘案して設定されるものであり、同一貸出先であっても銀行間で乖離が生じ得るものであるものの、中小企業向け貸出では、非メイン行による債務者区分（信用格付）が相対的に高い傾向があり、これにはメイン行と非メイン行の間の情報ギャップが影響している可能性も考えられる。

日本銀行では、これまでも民間の既存の高粒度データも活用し、一定の属性を持つ企業をグルーピングしたうえで分析などを行ってきた。今後は、共同DPにおける貸出明細データを用いることで、貸出債権別や債務者別に得られる様々な情報のクロス集計や個別企業ごとにデータを確認していくことができるようになり、金融機関の貸出ポートフォリオにおける信用リスク分析の高度化につながっていくと考えられる。

【図表2】貸出額規模別の貸出残高構成比



(注) 集計対象は大手行（2025年3月末時点）。貸出額規模は、債務者1先あたりの貸出残高で区分。金融システムレポート2025年10月号IV章1節を参照。

(出所) 日本銀行

【図表3】越境貸出先の債務者区分

		＜大・中堅企業向け＞					
越境・非メイン行の区分	a. 正常先	88.7	2.4	0.2	0.0	合計	
	b. 要注意先	4.3	2.8	0.5	0.2		3.4
	c. 要管理先	0.0	0.3	0.1	0.0		
	d. 破綻懸念先	0.0	0.1	0.1	0.2		4.7
		＜中小企業向け＞					
メイン行の区分	a. 正常先	64.6	10.3	0.3	0.3	合計	
	b. 要注意先	8.5	9.4	0.7	1.1		13.1
	c. 要管理先	0.2	0.8	0.4	0.3		
	d. 破綻懸念先	0.1	0.9	0.3	1.8		10.8
		a	b	c	d		

メイン行の区分

  メイン行の債務者区分<非メイン行の債務者区分  
  メイン行の債務者区分>非メイン行の債務者区分

(注) 集計対象は、2024年中の地方銀行の貸出債権のうち、ある銀行にとって越境かつ非メイン行としての貸出と判明した債権。件数ベースで全体に占める割合を集計。大・中堅企業は資本金1億円以上、中小企業は同1億円未満。

(出所) 日本銀行

### （実質無利子・無担保融資利用企業の特定）

高粒度データでは、直接収集されていない情報についても、データに格納される複数のデータを組み合わせるなどの工夫によって、分析できる場合がある。ここでは、共同DPにおける貸出明細データを用いて行った、「実質無利子・無担保融資（以下、ゼロゼロ融資）」の分析を紹介する。

民間金融機関による「ゼロゼロ融資」とは、感染症拡大期に売上が大きく減少した中小事業者に対する、信用保証協会の保証付き融資のことで

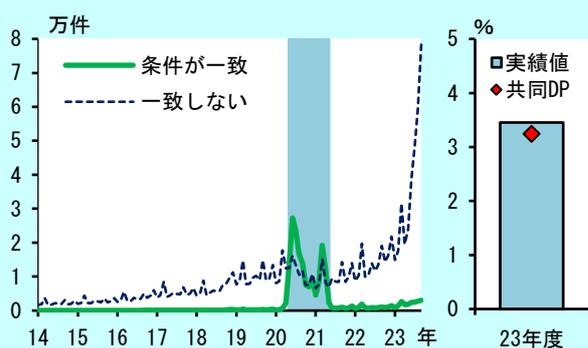
ある。融資期間は10年以内（元金の据置期間は5年以内）、当初3年は利子補給により実質無利子（保証料も全融資期間で減免）、保証限度額は3,000万円（その後、6,000万円まで引き上げ）といった条件で、2020年から2021年にかけて貸付が実行された。ゼロゼロ融資は、返済開始後も金融機関や企業のバランス・シートに相応に残り続けているため、感染症拡大期の混乱から相応に経過した後も、個別の金融機関や銀行部門全体のモニタリングにおいて、ゼロゼロ融資を受けた企業の債務返済状況や財務情報をつぶさに把握することが重要であった。

共同DPでは、各債権がゼロゼロ融資に該当するか否かを識別するフラグは収集されていない。そこで、ゼロゼロ融資の貸出金利が各都道府県の信用保証協会ごとに一律となっている点などに着目し、ゼロゼロ融資の取扱期間である2020年5月～2021年5月に実行された貸出のうち、①貸出金利が各信用保証協会の指定した金利と一致する固定金利貸出であり、②元金が保証限度額内、③借入期間が最長保証期間の10年以内、の条件を満たす債権を、ゼロゼロ融資債権とみなして抽出した。

抽出結果をみると（図表4）、貸出実行時期にかかわらず上記①～③の条件を満たす債権は、ゼロゼロ融資の取扱期間に集中していることが確認できるほか、金融機関からゼロゼロ融資残高の報告を別途受けて集計した実績値とも概ね一致する。また、ゼロゼロ融資の元金返済開始時期の分布を集計すると（図表5）、利子補給期間が終了するもとで2023年7月から2024年4月にかけて返済開始時期のピークが生じたと言われていることも整合的な姿となっている<sup>8</sup>。こうしたことから、前述の抽出手法は、ゼロゼロ融資債権を高い精度で特定できていることが示唆される。

図表6は、特定されたゼロゼロ融資の融資先企業について、その後の返済状況を確認したものである。各四半期において満期が到来していないにもかかわらずデータが確認できなくなったゼロゼロ融資債権について、①同四半期において代位弁済が確認された場合は「代位弁済」、②同四半期に融資先が新規借入を行っていた場合は、保証の有無に応じて「保証付き借換」または「プロパー借換」、③それ以外の場合は「繰上返済」されたと

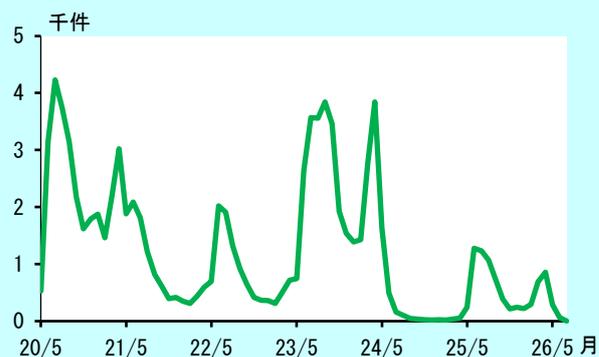
【図表4】ゼロゼロ融資の抽出結果  
債権数 貸出比率



（注）集計対象は地方銀行の貸出債権（以下の図表も同様）。「条件が一致」は実行時期にかかわらず本文中①～③の各条件を満たす債権。「一致しない」は各条件の少なくとも1つを満たさない債権。シャドーはゼロゼロ融資の実行期間（2020年5月～2021年5月）。貸出比率は法人向け貸出に占める割合。金融システムレポート2024年10月号BOX4を参照。

（出所）日本銀行

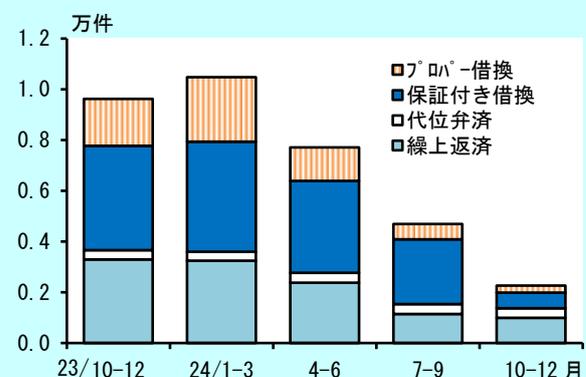
【図表5】ゼロゼロ融資の元金返済開始時期



（注）2023年9月末時点のゼロゼロ融資債権について、最終返済日と毎回返済額（予定）等のデータを用いて元金返済開始時期を試算（元金返済開始日＝最終返済日－元金÷1日当たり元金返済額）。

（出所）日本銀行

【図表6】ゼロゼロ融資債権の減少要因



（注）保証付き融資とプロパー融資の両方を受けている場合は、保証付きとして集計。金融システムレポート2025年4月号BOX1を参照。

（出所）日本銀行

みなして集計している。2023年度以降におけるゼロゼロ融資債権の減少は、その半分弱が繰上返済、半分以上が別の融資に借り換えられていたためであることが確認できる。また、特定された返済状況別に貸出先企業をグルーピングして、財務状況の違いを確認すると（図表7）、繰上返済やプロパー融資への借り換えを選択した先は、ゼロゼロ融資を継続して受けている先や保証付き融資に借り換えた先と比較して、相対的に財務が良好な先が多かった。

また、保証付き融資に借り換えた先の多くは、「コロナ借換保証」（民間ゼロゼロ融資の返済開始が集中する期間に備えて、借換えによる返済負担の軽減や新たな資金需要に対応することを企図して創設された制度）を活用したとみられ、多くの場合で返済終了時期が、その最長保証期間である10年後に延期されている。この場合、最終返済までに追加的な猶予が生じることから、毎回の返済負担は相応に軽減されると考えられる（図表8）。実際、保証付き融資借換先の代位弁済率を試算すると、借り換え開始時点では、ゼロゼロ融資継続利用先と比べて低めとなっている。

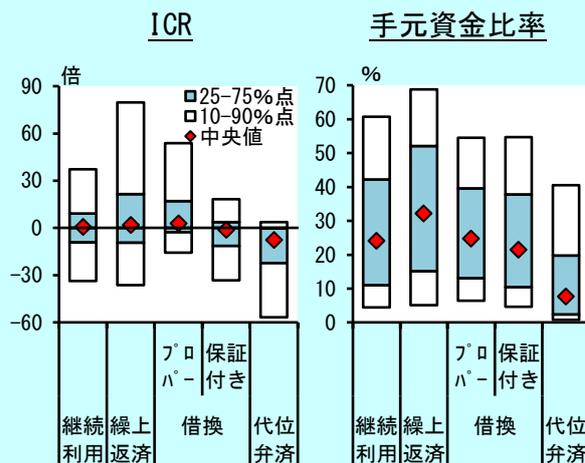
このように、高粒度データを用いると、データ処理の工夫次第では、ゼロゼロ融資利用先のような特定の条件を持つ貸出先企業を絞り込み、そうした企業の財務状況などを仔細に把握することが可能になる。とくに、貸出明細データのようにカバレッジが高い場合には、別途得られた集計データとの比較によって、絞り込みの精度を確認することも大きな利点となる。

#### （外部データを用いた気候関連融資の特定）

高粒度データでは、複数のデータベースを組み合わせることにより、双方の情報を用いた分析が可能となる場合がある。具体的には、対象となる金融機関や企業、証券銘柄などの識別子を用いてマッチングすることが考えられる。

気候関連融資については、環境省がグリーンローンやサステナビリティ・リンク・ローンの案件一覧を貸手・借手の名称とともに公表しており、こうした情報が活用できる。環境省のデータからは、わが国における気候関連融資の案件数が増加していることがわかるが、これを共同DPの貸出

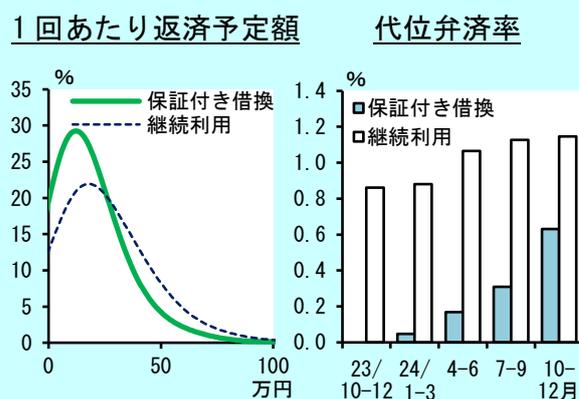
【図表7】ゼロゼロ融資利用先の財務状況



（注）2023年9月末時点でゼロゼロ融資を利用していた企業について、2024年12月末時点の財務状況を返済状況別に集計。金融システムレポート2025年4月号BOX1を参照。

（出所）日本銀行

【図表8】保証付き融資への借換先の特徴



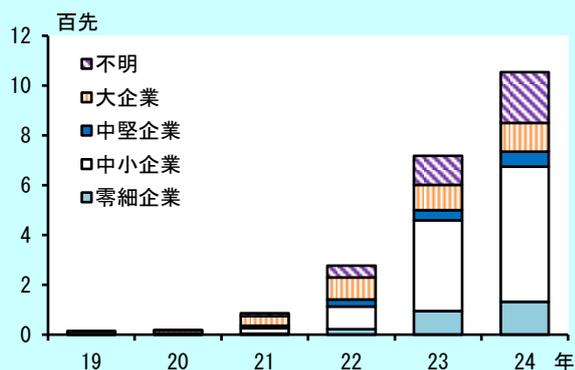
（注）左図の「継続利用」は、保証付き融資借換先の借換前の毎回返済額（借り換えなかった場合の予定値）。

（出所）日本銀行

明細データ等の高粒度データとマッチングすることにより、借入先企業の属性やリスクプロファイルなどが把握可能になる。実際に特定された気候関連融資の借入先の企業規模別の動向をみると（図表9）、脱炭素化に向けた取り組みが先行していた大企業に加え、中小企業でも増加しており、借り手の裾野が広がっていることが確認できる。

金融経済情勢や金融機関のリスクプロファイルが時々刻々と変化するもとの、金融システム安定の観点から注目すべき事象は状況によって大きく異なる。最近では、気候関連金融リスクのほか、投資ファンドのプレゼンス拡大やAI技術の急発展などに関連したリスクテイクが注目されている。こうした新しい注目分野については、気

【図表 9】 気候関連融資の借り手



(注) グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンが対象。大企業は資本金 10 億円以上、中堅企業は 1～10 億円、中小企業は 1 千万円～1 億円、零細企業は 1 千万円未満。金融システムレポート 2025 年 4 月号 V 章 3 節を参照。

(出所) 環境省、日本銀行

候関連融資の特定と同様に、外部のデータベースなどから取得できる企業データを、共同 DP などの高精度データとマッチングさせることにより、タイムリーな分析を行うことができるようになる可能性がある。

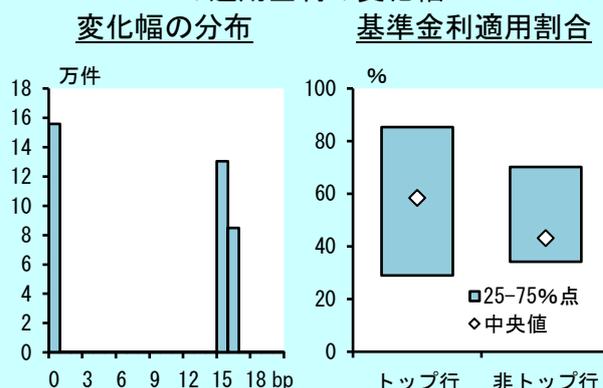
### (貸出金利の引き上げ状況)

高精度データでは、属性ごとの集計値 (合計値や平均値) だけでなく、ばらつきやその変化を仔細に把握することができる。ここでは、個別債権の貸出金利データを活用した分析を紹介する。

貸出金利の動向把握において、決算資料やディスクロージャー等で開示される金融機関ごとの集計データを用いる場合には、個別の融資先の貸出条件やリスクプロファイルと紐づけて貸出金利の変動要因を把握することが難しいといった課題があった。この点、共同 DP における貸出明細データでは、個別債権ごとに、適用金利や貸出条件に関する情報 (固定金利/変動金利等) が収集されており、貸出金利のより精緻な分析が可能である。例えば、日本銀行による政策金利引き上げのあと、貸出金利が変化していく様子は、同一債権の金利変化を継続してみることによって、直接的に観察することができる。

図表 10 は、2024 年 7 月の政策金利引き上げ (0.1%→0.25%) 後、同年 9 月末時点までに、短期プライムレート連動型貸出の適用金利がどの程度変化したかを示している<sup>9</sup>。9 月末までに基準金利となる短期プライムレートを引き上げた地

【図表 10】 短期プライムレート連動型貸出の適用金利の変化幅



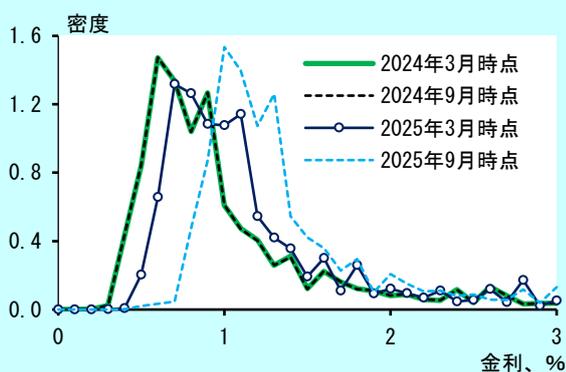
(注) 集計対象は、地方銀行のうち、2024 年 7～9 月に短期プライムレートを引き上げた先。左図は、同期間の短期プライムレート型とみられる貸出債権の適用金利の変化幅を集計。右図は、銀行別に適用金利が引き上がった債権の割合を集計。金融システムレポート 2025 年 4 月号 VI 章 1 節を参照。

(出所) 各社開示資料、日本銀行

方銀行について、左図では、短期プライムレート連動型貸出債権の半数以上で適用金利が引き上げられ、その引き上げ幅は、ほぼ全ての債権において政策金利の引き上げ幅と同じ 0.15%ポイント (15bps) 程度であったことが確認できる<sup>10</sup>。また、右図からは、各都道府県における貸出量トップ行の引き上げ割合が相対的に高かったことも確認できる。こうした点は、基準金利の貸出金利への反映が自動的に行われるわけではなく、その反映ペースが銀行の競争力などの影響を受けることを示唆しており、金利更改のタイミングで貸出先との金利交渉を経て反映されることが慣行となっていることが多いことと整合的である。

貸出明細データを用いた貸出金利の動向把握は、企業向け貸出だけでなく、住宅ローンについても可能である<sup>11</sup>。住宅ローンの大部分を占める変動金利型の基準金利は、多くの銀行で、2024 年 7 月の政策金利引き上げ後の同年 10 月に 0.15%ポイント、2025 年 1 月の政策金利引き上げ後の 4 月に 0.25%ポイント、それぞれ上昇した。地方銀行の変動金利型住宅ローンに適用されている金利の分布は、2024 年 9 月末から 12 月末にかけて、2025 年 3 月末から 6 月末にかけて右方向にシフトしており、大部分の債権の適用金利が、前者では 0.15%ポイント、後者では 0.25%ポイント上昇したことが確認される (図表 11)。

【図表 11】変動金利型住宅ローンの適用金利の分布



(注) 集計対象は、地方銀行の変動金利型住宅ローンのうち、2024年3月から2025年9月まで継続して確認できる債権。金融システムレポート2025年10月号BOX1を参照。

(出所) 日本銀行

## おわりに

本稿では、各国当局の収集する「金融機関の貸出明細データ」について、その特徴や分析上の利点を解説し、わが国で新たに利用可能となった貸出明細データを用いた分析事例を紹介した。貸出明細データを含め、近年利用できる範囲が拡大している高粒度データは、従来の集計データのみでは確認が困難であったファクトの整理を可能とし、上記の分析事例でもみられたように、金融システムに内在するリスクやその変化の兆候を捉える上で有効なツールとなる。最後に、金融システムの分析において高粒度データを有効に活用していくうえでの論点を挙げる。

第一に、高粒度データは、クロスセクション方向の情報が豊富である代わりに、最近になってデータ収集が行われるようになったため、現時点では、時系列分析を行うことが難しい場合が多い。例えば、過去の景気後退局面や金利上昇局面の情報が十分に含まれていない場合には、マクロ経済環境の変化による金融機関行動・企業行動の違いを把握することは困難となる。クロスセクションデータを用いた分析結果は、そうした点に留意して解釈する必要がある。長い歴史を持つ統計データを含む様々な利用可能データと比較・併用しながら分析を行ったり、金融機関から得られる定性的なモニタリング情報を組み合わせることなどによって、データの死角を補完していく姿勢が求

められる。

第二に、高粒度データであっても、一つのデータベースだけで扱える情報には限りがある。金融機関による貸出手法が日々発展を遂げ、個別債権のリスク管理に用い得る指標も多様化していると考えられるもとの、当局データで把握できる情報のみを用いた分析には限界がある。例えば、近年、プレゼンスを高めているファンド向け融資などにおいては、ノンリコースローンやサブスクリプションファイナンスなど、貸出債権の特性上、与信に係るリスクが必ずしも貸出先の財務状況のみで規定されないものもある。こうした分野においては、外部データから得られる情報と有機的に組み合わせて活用していくことが重要になると考えられる。

第三に、高粒度データのような詳細かつ大規模なデータは、その維持管理や、分析のための前処理に、相応に大きなコストがかかる。一般的に、大規模なデータの収集や分析作業においては、格納されたデータに誤りがないかを確認するプロセスが発生する。収集時に数値の要件（桁数や正負など）を事前に定めることで機械的に判定することもあれば、集計データや過去の資料との比較等の詳しい分析によって誤りが判明することもある。また、報告者ごとに、報告可能な項目に差異がみられたり、報告データの定義にばらつきがあったりする場合も多い。引き続き、分析作業を行いながら、データ処理に関する知見を深めていく必要があるほか、高粒度データを用いた分析や集計結果の解釈にあたっては、データの処理方法等によって結果が変わり得ることに留意していく必要がある。

以上で挙げた課題の中には、時間の経過とともに、高粒度データを用いた分析に関するノウハウが蓄積していくにつれて、解消していくものもあると考えられる。今後も、金融システム全体でみた安定性や頑健性の点検や、金融機関のリスク管理の高度化等に活かしていくよう、高粒度データを用いた分析技術の向上に向けて不断の取り組みを続けていくことが重要である。

\* 現・総務人事局

<sup>1</sup> 日本銀行における高粒度データ等を用いた分析の取り組みについては、亀田制作「オルタナティブデータを用いた日銀リサーチの紹介」、日銀レビュー、2021-J-16などを参照。

<sup>2</sup> 各国当局における高粒度の当局データおよび民間データの活用の取り組みについては、例えば以下の文献を参照。

BIS Innovation Hub [2022] "Project Ellipse: An Integrated Regulatory Data and Analytics Platform," March 2022.

<sup>3</sup> 例えば、FRBの金融安定報告（Financial Stability Report）では、FR Y-14Qによって収集された金融機関のノンバンク部門向け貸出を集計し、定期的に掲載している。また、ECBの金融安定報告（Financial Stability Review）においても、貸出にかかる高粒度データが様々な分析に用いられている。また、こうした高粒度の当局データを用いた学術研究としては、例えば以下の文献を参照。

Greenwald, D. L., J. Krainer and P. Paul, [2025] "The Credit Line Channel," *Journal of Finance*, vol.80(6), pages 3137-3183.

Altavilla, C., A. Ellul, M. Pagano, A. Polo, and T. Vlassopoulos, [2025] "Loan Guarantees, Bank Lending and Credit Risk Reallocation," *Journal of Financial Economics*, vol.172, 104137.

<sup>4</sup> 日本銀行と金融庁は、これまで、検査・考査の連携などモニタリング面での連携強化や、金融庁・日本銀行が収集する計表の統合・廃止などデータ一元化等を進めてきた。共同DPについては、2021年度に海外事例調査を実施したことを皮切りに、2022年度の実証実験を経て、2023年度から地方銀行を対象として四半期ごとの定期的なデータ収集を段階的に開始した。その後、大手行（主要行等）、第二地方銀行についても、提出フォーマットや定義等の調整・一元化を経て、2025年度から定期的なデータ収集を本格化させている。詳しくは、金融庁・日本銀行「データ一元化の進捗と今後の進め方」（2023年6月）、「共同データプラットフォームの進捗と今後の進め方」（2024年7月）、「共同データプラットフォームによる本格的なデータ収集の開始」（2025年8月）等を参照。

<sup>5</sup> 金融庁における分析面の取り組みについては、「FSA Analytical Notes」や宮本孝男・伊藤仁美[2025]「共同データプラットフォームの本格稼働とデータ活用の新展開（週刊金融財政事情2025.7.15）」等を参照。

<sup>6</sup> 地方銀行は、全国地方銀行協会による「信用リスク情報統合サ

ービス（CRITS）」への参画を通じて、以前から様々な高粒度データの管理を行ってきた経緯があり、貸出先の財務指標を含め収集可能なデータが多い。

<sup>7</sup> 越境貸出や共通貸出先に関する近年の動向については、金融システムレポート2024年4月号IV章1節における議論を参照。

<sup>8</sup> 例えば、「中小企業政策審議会金融小委員会」における中小企業庁の事務局説明資料（2023年6月）などにおける中小企業庁データを参照（ただし、集計対象は地方銀行に限らず、民間金融機関全体となっている）。

<sup>9</sup> 2023年12月末から2024年6月末の期間において、2024年3月の政策金利変更を受けてTIBORの上昇がみられた一方、短期プライムレートを引き上げる先はみられなかった点に着目し、共同DPの変動金利型貸出債権のうち同期間において貸出金利が変動しなかった債権を、短期プライムレート連動型貸出とみなしている。

<sup>10</sup> その後、2024年12月末にかけて、ほぼすべての銀行で短期プライムレートが引き上げられ、貸出金利への適用が進んだ。

<sup>11</sup> 共同DPでは、住宅ローン債権を直接判別するフラグが存在しているものの、銀行によって回答状況が区々であるため、同フラグを回答していない先については、①「個人向け」フラグ、②「消費性ローン」フラグ、③「当初元本」が500万円以上、に該当する債権を住宅ローン債権とみなしている。地方銀行について、こうした手法で特定した住宅ローン債権の総額を、従来より用いている金融機関からの報告データにおける住宅ローン金額と比較すると、総額は概ね一致しており、高い精度で特定できていると考えられる。

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行金融機構局金融システム調査課（代表 03-3279-1111）までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<https://www.boj.or.jp>で入手できます。